

化学消防自動車の更新 仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

保安全管理部 危機管理課

I. 一般使用

1.1 件名

化学消防自動車の更新

1.2 概要

本件は、大洗原子力工学研究所に配備する化学消防自動車の更新を行うためのものである。

当該車両は、高温工学試験研究炉（HTTR）において多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止対策機器の一部として許認可及び保安規定に定められた重要な設備であるとともに、大洗研内で発生する様々な火災への対応に必要不可欠である。

1.3 納期

(1) 令和 8 年 12 月 28 日

1.4 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

① 化学消防自動車

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 消防車庫

② 提出図書

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 保安全管理部 危機管理課

(2) 納入条件

持込渡し

1.5 契約範囲

(1) 化学消防自動車の調達

(2) 付属品の化学消防自動車への積載

(3) 検査の実施（必要な検査及び原子力機構が別途要求する検査）

(4) 提出図書等の作成

(5) 大洗原子力工学研究所への化学消防自動車等の納品（各種登録関係含む。）

1.6 規格、法規等

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(2) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

- (3) 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 消防法
- (7) 消防法施行令
- (8) 消防法施行規則
- (9) 消防庁告示
- (10) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令
- (11) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令
- (12) 消防用吸管の技術上の規格を定める省令
- (13) 道路運送車両法
- (14) 道路運送車両法の保安基準
- (15) ISO
- (16) 日本産業規格（JIS）
- (17) 大洗原子力工学研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書
- (18) 大洗原子力工学研究所の品質マネジメント関連文書
- (19) 保安管理部の品質マネジメント要領書
- (20) 高温工学試験研究炉部の品質マネジメント要領書
- (21) その他の関連法規・規格

1.7 支給物品および貸与品

支給物品はなし。

貸与品はなし。

1.8 提出図書

提出図書は表 1 に示す。

1.9 検収条件

2.3 項に定める検査に合格し、1.8 項に定める提出書類が全て提出され、確認が必要な書類については、その内容が確認されるとともに、仕様書に定める取付品の取り付け及び付属品の搭載が行われた消防自動車の納品等が実施されたことを原子力機構が認めた時をもって検収とする。

1.10 品質マネジメント

- (1) 本作業は、「大洗原子力工学研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書」、「保安管理部の品質マネジメント要領書」、「高温工学試験研究炉部の品質マネジメント要領書」並びに受注者の品質保証計画を遵守して、本仕様書に定められた作業を実施

すること。また、受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術及び高い信頼性を社会的に求められることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し、安全性に配慮し業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

(2) 調達要求事項

①要員の適格性確認に関する要求事項

作業の実施及び書類の作成・確認者には、各作業における十分な知識と技能を有する者を従事させるか、又は常時指導・監督をさせること。また、有資格者が行う作業は、「1.8 提出書類」に示す必要な書類を提出し、原子力機構の確認を受けること。

②記録の作成保管又は処分に関する事項

各種書類は、受注者が作成・管理し、提出期限までに又は原子力機構の求めに応じて速やかに提出すること。書類の作成時は、分かりやすい構成で正確な表記とし、記載漏れ、誤字・脱字等の無いことを十分に確認するとともに、保管中の劣化等防止に努めること。書類の訂正時には、その履歴を残し、誤用防止のため旧書類を処分すること。また、書類の作成時には、その内容について十分に検討し、作成者以外の複数名で確認した後に提出すること。

③要求事項を受注者の外注先にまで適用させるための事項

作業の一部を外注する場合には、受注者の責任において品質に関する要求事項を、外注先にも適用することとする。

④調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項

受注者は、不適合、事故又はトラブルが生じた場合に原子力機構が行う不適合管理、是正処置、未然防止を「大洗原子力工学研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）」に従い対応すること。

また、不適合の識別から是正処置の完了まで、責任分担を明確にすること。

⑤検査、監査などのため受注者への立入りに関する事項

原子力機構が実施する品質マネジメントに基づく検査・監査、不適合に関する確認のため、受注者（関係する外注先を含む）の施設等に立ち入る場合には、誠意を持って適切に対応すること。なお、この立ち入りを実施する場合には、事前に受注者（関係する外注先を含む）の合意を得るものとする。

また、受注者は、不適合、事故又はトラブルが生じた場合に原子力機構が実施する特別受注者監査に対応すること。また、監査の実施結果に基づいて原子力機構が必要な改善を指示した場合は改善を行うこと。

⑥受注先で検証する場合のリリース（出荷許可）に関する事項

製品の出荷にあたっては、工場において実施した自主検査に合格した製品であることを確認するものとし、不合格品がある場合は誤って出荷されることがないように識別して管理すること。

⑦技術情報の提供に関する事項

対象設備・機器の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を提供すること。

⑧法令、規定等の遵守に関する事項

受注者は、業務の実施にあたって、関係法令、原子力機構内規定等を遵守するものとし、原子力機構が安全確保のための指示を行った時は、その指示に従うものとする。なお、原子力機構内規定、品質マネジメント計画書及び同計画書に基づく文書については、契約前に遵守すべき記載内容を確認し、契約後の業務実施前に遵守する記載内容を習熟すること。

なお、契約前又は契約後の業務実施前に品質マネジメント計画書等の内容確認を必要とする場合は危機管理課及びHTTR 技術課にて閲覧又は提供を可能とする。

⑨安全文化を醸成するために受注者が行う活動に関する必要な要求事項

安全文化の醸成に係る活動について、以下に示すうちの1項目以上を実施すること。

- ・ 資格が必要な作業については、有資格者に実施させること。
- ・ 受注者独自の力量認定が必要な作業については、認定者に実施させること。
- ・ 十分な知識・経験を有する者に実施させること。
- ・ 安全文化の醸成に関する教育を受講した者に実施させること。

⑩製作に関する事項

製作にあたっては、最新のものを使用し、取扱上の安全性及び操作性に優れた車両であるとともに、清掃、点検整備が容易に行える構造であるものとする。また、車体は常時登録された車両総重量の状態において十分に耐え得るものであるものとする。

⑪安全管理に関する事項

大洗原子力工学研究所内で作業が発生する場合は、「安全管理仕様書」を遵守すること。

⑪調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出に関する事項

作業終了後に本作業における調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出すること。

1.11 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構担当者と随時連絡を取りながら作業を行い、本仕様に関してまたは本仕様書に記載がない事項に関して、疑義が生じた場合は原子力機構担当者と協議の上決定すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た情報を、原子力機構の許可無く第三者に口外してはならない。
- (3) 法令、規定、規格等により資格を必要とする作業については必ず有資格者が実施する

こと。

- (4) 本作業における品質記録等については、受注者の記録保管要領等により適切に保管・処分すること。
- (5) 受注者は、大洗原子力工学研究所の環境方針を順守し、省エネルギー、省資源に努めること。
- (6) 受注者は、大洗原子力工学研究所構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。
- (7) 検査で使用した計測器の校正データ及びトレーサビリティ体系図（国家標準計器から校正対象機器に至るまでの校正フロー）を報告書に添付すること。

1.12 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

表1 化学消防自動車の更新に関する提出図書

	提出図書	提出期限	部数	備考
1	納入品図（車両4面図 縮尺1/20）	製作着手前	4	
2	製作工程表	製作着手前	4	
3	配管フローシート図	製作着手前	4	
4	水槽組立図	製作着手前	4	
5	電気配線図	製作着手前	4	
6	検査要領書 ・揚水性能検査、消防用吸管の外観検査、員数検査のもの	検査2週間前まで	4※	
7	校正証明書 ・揚水性能試験に使用した計測器のもの ・トレーサビリティ体系図含む	検査前条件として確認する	2	
8	品質マネジメント計画書 又はこれに相当する内規（写し）	検査2週間前	2	消防自動車製作者及び検査実施者のもの
9	検査・試験に関する内規（写し）	検査2週間前	2	検査実施者のもの
10	検査を行う者の力量認定に関する内規（写し）	検査2週間前	2	検査実施者のもの
11	検査を行う者の力量を示す記録（写し）	検査2週間前	2	検査実施者のもの
12	計測機器の管理に関する内規（写し）	検査2週間前	2	検査実施者のもの
13	文書管理に関する内規（写し）	検査2週間前	2	検査実施者のもの
14	検査成績書 ・揚水性能検査、消防用吸管の外観検査、員数検査のもの	納期内	4※	
15	検査報告書	納期内	4※	
16	完成図（車両4面図 縮尺1/20）	納車時	4	
17	電気配線図（完成図）	納車時	4	
18	ポンプ性能試験成績書	納車時	4	
19	自動車検査証の写し	納車時	4	
20	受託評価証の写し	納車時	4	
21	各種取扱説明書 点検整備書	納車時	4	
22	保証書	納車時	4	
23	打合せ議事録	納期内	4※	打合せ後実働7日以内
24	その他	随時	必要部数	原子力機構の指示による

※ 原紙1部、返却用1部、写し2部

Ⅱ．購入品仕様

2.1 一般事項

(1) 基本仕様

- ①ポンプが動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令における A-1 級以上であること。
- ②高低差 6.5m以上を揚水できること。
- ③1.3 m³以上の水槽を装備していること。
- ④消防用吸管の長さが 10m以上であること。また、消防用吸管の技術上の規格を定める省令に適合した消防用吸管であること。
- ⑤取付品及び付属品を全て搭載した状態で、車両総重量が 11 t 未満であること。
- ⑥詳細仕様に示す構成機器はカタログ等を基に構成する相当品とし、同等以上の性能を有するものとする。

2.2 詳細仕様

2.2.1 シャシ

(1) シャシは次の通りとする。

- ① 座席はダブルシートとし、乗車定員は 6 名とする。
- ② 2WD、オートマチック車とする。
- ③ ホイールベースは、3.9m 以内とする。
- ④ 蓄電池は 100AH×2 以上とする。
- ⑤ サブラジエータ、オイルクーラーを取付ける。
- ⑥ キャブ電動チルト（非常時手動式付）を取付ける。
- ⑦ エアークンディショナーを装備する。
- ⑧ マッドガードを全車輪に取付ける。
- ⑨ 空気呼吸器をキャブバックに 4 器取付ける。
- ⑩ オイルパンヒーター（コード 10m 付）を取付ける。
- ⑪ 次の計器をキャブ内に取付ける。
 - ア エンジン油温計
 - イ エンジンアワーメーター
 - ウ エンジン回転計
- ⑫ 時計、ラジオを取付ける。

(2) シャシ附属品

- ① スペアタイヤ
- ② フロアマット
- ③ 三角停止板
- ④ 車両用工具

2.2.2 水ポンプ装置

(1) 水ポンプ

- ① アルミ製 (AL-3000) とし、性能は A-1 級以上とする。
- ② ポンプ本体、インペラーともアルミを使用し軽量をはかったものとする。
- ③ 動力伝達装置部との気密はメカニカルシールを使用し、日常でのメンテナンスのための、グリスの補給等不要としたものとする。

(2) 真空ポンプ

- ① 真空ポンプは四翼偏心回転式ポンプとし、耐久性の向上を計る為、ブレードはピーク材を使用すること。また、真空ポンプ内に大量の水が流入しても支障のない構造とすること。
- ② 環境に十分配慮し、オイルやグリス等の充填を一切必要としない構造とすること。
- ③ 真空漏れの原因につながる呼水回路の気水分離装置、エアーチャンバー及びオイルタンク等を一切設けないこと。
- ④ 真空ポンプの性能は付属吸水管を連結した状態で、30 秒以内に水銀柱 640mmHg 以上の真空性能を有すること。(30 秒で -85 kPa 以上)
- ⑤ 定格回転速度で 30 分間、最高負荷状態で回転させた場合でも、機能及び性能に支障が生じない構造とし、第三者機関による検査に合格していること。
- ⑥ 6.5 m 以上の高低差を揚水できること。

(3) 不凍液注入装置

- ① ポンプの凍結を防止するため、不凍液注入装置を設けるものとする。

(4) 各コック及び配管

- ① 吸水口は、呼称 90 mm (90 φ) のボールコックを取付、吸水管が接続できる構造とする。(90 φ × 2 口)
- ② 吸水配管にはエゼクター装置を設け、バルブの開閉により連続放水が可能な構造とする。
- ③ 放水 (吐水) 口は、呼称 65 mm (65 A) のボールコックを取付、放口媒介金具等が取付できる構造とする。(65 φ × 4 口)
- ④ 中継口は、ポンプ室左右に各 1 個設け、呼称 65 mm (65 φ) のボールコックを取付、中継口媒介金具が取付できる構造とする。
- ⑤ 水槽吸水配管は 75 mm (75 φ) として、水槽と吸水配管を緩衝装置を介して結合するものとし、呼称 75 mm (75 φ) のボールコックを取付、左右側板部より開閉操作ができる構造とする。
- ⑥ 水槽送水配管は、65 mm として、吐水配管と水槽を緩衝装置を介して結合するも

のとし、呼称 65mm のボールコックを取付、左右側板部より開閉操作ができる構造とする。

- ⑦ 各配管等のドレンは、操作が容易に行える位置に集中して取付けるものとする。

(5) 放水銃

- ① ポンプ室上部に放水銃（先端ネジ）を設け、操作はレバー式とし、泡管鎗（400L型）を取付けるものとする。
- ② 吐水管から放水銃への送水結合は、65mm の配管によって行い、途中には緩衝用ジョイント及びボールコックを挿入し、操作はポンプ室上部にて行えるものとする。

(6) 自動揚水装置

- ① ポンプの左右側板部に自動揚水装置操作パネル（APU2324B）を設け、次のスイッチ及び表示灯を備えているものとする。
- ア 真空ポンプ作動ボタン（表示灯兼用）
作動時には、エンジン回転が自動的に揚水に最適な回転に上昇し、揚水完了後にはアイドリング状態に戻る構造とする。
- イ 真空ポンプ停止ボタン
真空ポンプの作動が停止し、エンジン回転がアイドリング状態に戻る構造とする。
- ウ 非常作動ボタン
- エ 揚水完了表示灯
- オ 電源確認灯
- カ 揚水モニター
揚水作業に関わる真空ポンプ、吸・吐水、中継ボールコックのレバー開閉状態を示す表示ランプ（モニター）を設けるものとする。

(7) 冷却装置

- ① ポンプからの吐水により、エンジン冷却用補助クーラー及びポンプミッションを連続運転時においても、十分冷却ができる構造とする。
- ② 冷却用配管は、主回路及び補助回路のバルブ、ストレーナー（ガラスボール式）を設けた構造とする。

(8) 計器類

ポンプ室側面に次の計器を取付けるものとする。

- ① ポンプ圧力計
- ② ポンプ連成計

- ③ 流量計（内部照明付左右）
- ④ 積算流量計（内部照明付右側）

(9) 水槽等

- ① ポンプ室後部に容量 1, 300ℓ以上の水槽を設ける。
- ② 水槽の使用材料は、環境を考慮し再生が可能なことと、腐食防止及び軽量化を図った、PP（樹脂）製とする。
- ③ 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等が生じないように、車台に固定し取付、水圧に対して変形及び水漏れがない構造とする。
- ④ 水槽内部に防波板を設けるとともに、内部清掃が可能な構造とする。
- ⑤ 水槽にはオーバーフローパイプを設ける。
- ⑥ 水槽左右に水槽補給口を設け、水槽補給媒介金具（ストレーナー、蓋脱落防止鎖付）を取付ける。
- ⑦ 車体左右側面に水量計を設ける。
- ⑧ 水槽上部には点検口、下部には水槽ドレンバルブを設ける。

(10) 薬液槽

- ① 薬液槽の容量は300L以上設ける。
- ② 薬液槽はPP（樹脂）製とし、十分な強度と耐久性を有したものとする。
- ③ 薬液槽は振動、衝撃等により損傷、緩みが生じないように確実に固定し、また薬液の圧力に対し、変形及び水漏れ等が発生しない構造とする。
- ④ 薬液槽上部にはマンホール及び通気管、下部には薬液槽ドレンバルブをそれぞれ取り付ける。また右側ポンプ操作部付近にエアー抜きバルブを設ける。
- ⑤ 薬液槽上部は縞鋼板張りとする。
- ⑥ 薬液槽から薬液混合装置への配管には緩衝材を設ける。
- ⑦ 液量計は右側ポンプ操作部付近に設ける。

(11) 薬液混合装置

- ① 混合装置はポンププロポーション並びに流量調整バルブで構成する方式とし、混合バルブ及び薬液吸入バルブをそれぞれ設ける。
- ② 混合比は流量調整バルブで3%又は6%の選択が可能なこと。また、混合流量範囲は500L/min～1,200L/minとする。
- ③ 薬液（原液）通路配管の材質はステンレス鋼管（SUS316）とし、混合液配管の材質はステンレス鋼管（SUS304）とする。また、バルブ類は砲金製（BC）とする。
- ④ 泡消火薬剤使用後は、自己のポンプを使用し、配管等の洗浄ができる構造とする
- ⑤ 外部吸液口を設け、水代用にて訓練ができる構造とする。

(12) 自衛噴霧装置

- (1) 自衛噴霧装置は車体左右に各 3 個取り付け、火災現場直近での消火活動を安全に行えるようにすること。

なお、操作バルブは放水側とは反対側のポンプ室付近に設けること。

2.2.3 艀装

(1) 車体の概要

- ① 総合的に重量軽減を図り、重量バランスを考慮した、全面アルミシャッター式の箱型とする。
- ② 車両の機関及びポンプ装置等の点検整備ができるよう、必要箇所に点検口又は点検扉を設ける。
- ③ ポンプ室左右部シャッター内には、放水口、中継口、吸水口、ポンプ圧力計、ポンプ連成計、流量計等を機能的に配備し、吸水管 2 本（75φ×10m 以上、NS マーク付き）を収納する。
- ④ 水槽部左右シャッター内は、高さの調整可能な棚を設け、各棚には収納物の固定バンドを設ける。
- ⑤ ポンプ室左右シャッター下部は、下開き扉とし、開放時にはステップとなる構造とする。
- ⑥ リヤフェンダー後部左右はシャッターとし、下部は下開き扉とし、開放時にはステップとなる構造とする。また、ボックス内部は、高さ調整可能な棚を取付け、下段に投光器、三脚、発電機（200W 以上）、コードリールを設ける。
- ⑦ 車両後方収納ボックスは後面シャッター扉とし、内部には高さ調整可能な棚を設け、各棚には収納物の固定バンドを設ける。また、予備ボンベ 4 式を取付ける収納箱を設ける。
- ⑧ ポンプ室～水槽上部はアルミ縞板を使用し平面に仕上った構造とし、D 環を必要数設ける。
- ⑨ 車両後部ホースカーを設け、昇降装置は油圧式を設ける。
- ⑩ 車体前部左右に車体上部昇降用のステップを設ける。
- ⑪ 車体上部右側に、二連はしごを設け、シーソー式昇降装置を設ける。
- ⑫ 各収納ボックス棚には樹脂製のスノコを設ける。

(2) 照明装置等

- ① キャビン上部前方に散光式赤色警光灯（標識灯付）を設ける。
- ② 車体前面及び後面左右に LED 赤色点滅灯を設ける。
- ③ 車体後面に作業灯を設ける。
- ④ 各シャッター内部及び各ボックスは、有効に照明が確保できる位置に LED 室内灯を設ける。

- ⑤ シャッター内及びボックス内室内灯は、各扉の開閉に連動し消/点灯ができるよう、扉スイッチを介した配線とする。
- ⑥ 路肩灯を後輪前方左右にシャシスモールライトと連動して設ける。
- ⑦ サーチライト（LED 式）を車体前方及び後方に伸縮式に取付け、スイッチを付近ボディ部設ける。

(3) 警報装置等

- ① キャビン内に電子サイレン（拡声装置付）を設ける。
 ア スピーカーは散光式赤色警光灯内に設ける。
 イ 散光式赤色警光灯のスイッチを組込んだものとする。

2.2.4 塗装及び記入文字

(1) 塗装

- ① 塗装は、錆落としの処理後、防錆塗装を施し、ECO レッド塗装とする。
- ② シャッター内及び各ボックス内はメタリックホワイトシルバー塗装とする。
- ③ シャッターについては、シルバーとする。
- ④ 車体下回りは、黒色塗装とする。

(2) 記入文字

- ① キャビン後部ドアに左読み又は前方読みにて原子力機構大洗と記入する。
 ア 書体は、丸ゴシック体とする。
 イ 字色は、白色又は金色とする。
 ウ 字の大きさは、ドアサイズに均等に記入できる大きさとする。
- ② 標識灯に原子力機構と記入する。
 ア 書体は、丸ゴシック体とする。
 イ 字色は黒色とする。
 ウ 字の大きさは、標識灯に均等に記入できる大きさとする。
- ③ 各コック類、バルブ、操作レバー及びスイッチには、名板を設ける。

2.2.5 取付品及び付属品

(1) 取付品及び取付装置

No.	品 名	数 量	備 考
1	ポンプ圧力計	2 式	
2	ポンプ連成計	2 式	
3	エンジン回転計	1 式	シャシ純正
4	エンジン油温計	1 式	シャシ純正
5	散光式赤色警光灯	1 式	NL-L-VAK2M-HC2

6	電子サイレン（拡声装置付）	1 式	TSK-D252
7	赤色警光灯（フロントパネル）	2 式	LFA-50
9	赤色警光灯（リヤパネル）	2 式	LFIA-300
10	照明灯（サーチライト）	2 式	NY9753
11	作業灯	2 式	LIA-200
12	後退警報器	1 式	シャシ純正
13	標識灯	1 式	散光式赤色警光灯内蔵

(2) 付属品

No.	品 名	数量	備 考
1	吸管	2 本	φ 75×10m オーサカゴムWS200K 金具AC
2	吸口エルボ	2 個	φ 90×75スイベル
3	吸口ストレナー	2 個	φ 90 プラスチック製
4	吸管ストレナー	2 個	φ 75 プラスチック製
5	吸管ちりよけ籠	2 個	φ 75用 籐製
6	吸管まくら木	2 個	φ 75用
7	吸管ロープ	2 本	φ 10×15m
8	消火栓金具	1 個	φ 75ネジ雌×φ 65町雌 AC製
9	中継用媒介金具	2 個	φ 65ネジ雌×φ 65町雌 AC製
10	大箱廻し（消火栓開閉金具）	1 丁	
11	消火栓鍵（消火栓開閉金具）	1 丁	
12	吸管スパナ	2 丁	φ 75用
13	管鎗（無反動）： 6 5 mm	2 本	ヨネ PL-65A
14	管鎗（無反動）： 5 0 mm	2 本	ヨネ PL-50A
15	噴霧ノズル （ 6 5 mm・ 5 0 mm）	4 個	ヨネ ダブコンマークⅡ
16	泡管鎗（発泡筒先）	2 本	400型（泡ターレット：レバー式 400ℓ/min）
17	泡ノズルアタッチメント	1 本	ヨネ LXフォームジェット
18	放口媒介金具	4 個	φ 65ネジ雌×φ 65町雄 AC製
19	鳶口	2 本	長さ1.8m
20	金てこ	1 本	φ 25×800mm
21	剣先スコップ	1 丁	
22	梯子	1 脚	
23	車輪止	2 個	プラスチック製
24	消火器	1 個	ABC20型（6kg型）

No.	品 名	数 量	備 考
25	ポンプ 工 具	1 式	冷却ストレーナー用スパナ グランドスパナ グランド パッキン
26	異形媒介	2 個	φ 65町雌× φ 40町雄 AC製
27	投 光 器	1 式	ハタヤ LEDフォールディングライト
28	発 電 機	1 式	ホンダ EU9i
29	空 気 呼 吸 器	4 式	重松製作所 A1-12-CX
30	ボンベ	8 本	ライフセム用ブルネッカーボンベ
31	ホースカー	1 式	YAMAHA クロスクイッカー
32	双口接手	2 個	岩崎製作所 21MMNP665A
33	消防用ホース	10 本	テイセン Newマイティ-A 50mm×20m 1.6MPa
34	2重巻ホース用バンド	20 本	ファイヤーレスキュー 39643
35	泡 原 液	1 式	動物性タンパク泡 (3000)
36	放水銃用ノズル	1 本	放水銃用管銃 65 x 650 BC CAC ネ ジ 式
37	放水銃用ノズル	1 本	(深田)AFN-400S 400L 65Aネジ

2.3 検査及び試験

(1)揚水性能検査

本検査は、原子力機構立会いのもとに実施すること。また、事前に1.8項に示した必要な提出書類を提出し、原子力機構に確認された後に検査を実施すること。検査に当たっては検査方法に記載の検査が実施可能な検査工場等を国内に有していること。

①検査方法

化学消防自動車のポンプにより、6.5m以上の揚水ができることを確認する。

②判定基準

化学消防自動車のポンプが6.5m以上揚水できる性能を有していること。

(2)消防用吸管（吸水管）の外観検査

本検査は、原子力機構立会いのもとに実施すること。また、事前に1.8項に示した必要な提出書類を提出し、原子力機構に確認された後に検査を実施すること。

①検査方法

消防自動車に据え付けてある消防用吸管（φ75mm×10m×1本）の外観検査を行う。

②判定基準

消防用吸管の外観に著しい劣化及び破損がないこと。

(3)員数検査

本検査は、原子力機構立会いのもとに実施すること。また、事前に 1.8 項に示した必要な提出書類を提出し、原子力機構に確認された後に検査を実施すること。

①検査方法

納入時において、化学消防自動車、消防用吸管が 1.4 項に示した納入場所に所定の数量、納入されたことを確認する。

②判定基準

化学消防自動車及び消防用吸管が 1.4 項に示した納入場所に所定の数量、納入されていること。

(4)その他の検査

(1)、(2)及び(3)の検査以外の検査については、受注者側で検査を実施し、検査実施後は検査報告書を提出すること。

なお、原子力機構において立会検査が必要と認めた検査については、原子力機構の指示に基づき対応すること。